

重度障害者寝具丸洗い費用助成要綱

(総則)

第1条 重度障害者が日常使用している寝具の丸洗いを行う場合の費用の助成については、サービス等提供規則（平成12年横須賀市規則第2号。以下「規則」という。）に定めがあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(対象者)

第2条 この助成を受けることができる者は、次の各号に該当する者（以下「対象者」という。）とする。

- (1) 市内に居住する65歳未満の肢体障害者（令和5年3月31日現在この要綱の規定に基づき寝具の丸洗いを行う場合の費用の助成を受けていた者が同年4月1日以降も引き続き助成を受けようとする場合にあっては、本市に居住している肢体障害者）であること。ただし、未就学児を除く。
- (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に基づく1級の身体障害者手帳を所持している者又はこれに準ずる障害者で市長が特に必要があると認める者であること。
- (3) 病院、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第2項第1号から第6号までに規定する施設又は介護老人保健施設に入所していないこと。
- (4) ねたきり等高齢者寝具丸洗い費用助成要綱（昭和51年4月1日制定）の規定により寝具丸洗い費用の助成を受けていないこと。

(助成の内容)

第3条 寝具丸洗い費用の助成は、対象者に対し寝具丸洗い利用券（第1号様式。以下「利用券」という。）を4月につき1枚（利用券1枚で丸洗いできる寝具類は、掛布団、敷布団及び毛布各1枚とする。）交付することにより行う。

2 利用券は、あらかじめ1年分をまとめて交付することができる。

(寝具丸洗い利用券交付申請書等)

第4条 規則第4条に規定するサービス等提供申請書は、寝具丸洗い利用券交付申請書（第2号様式）による。

2 前項の規定にかかわらず、第2条第1項第1号から第4号までに該当することにより前年度に寝具丸洗い利用券の交付を受けている者が、市の保有する障害者台帳等により引き続き支給対象となることが確認できる場合には、当該年度の4月に申請があったものとみなす。

3 規則第5条第2項に規定する決定通知は、利用券の交付をもって代える。

(支払)

第5条 利用券に係る料金は、市が負担し、実施業者に支払うものとする。

2 実施業者は、受取った利用券を8月、12月及び4月の10日までにそれぞれの前月までの分をとりまとめて、市長に料金を請求するものとする。

(利用券の効力等)

第6条 利用券は、対象者以外の者は使用することができないものとし、他人に譲渡した場合は、その利用券は無効とする。

2 利用券は、有効期間内に限り使用することができる。

附 則

この要綱は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年6月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

第 1 号様式（表） （第 3 条第 1 項関係）

障 寝具丸洗い利用券

住所		氏名	
丸洗い実施日		品 名	チェック
有効期限 年 月 日まで 横 須 賀 市 長 印 (裏面をご覧ください)		掛ふとん	
		敷ふとん	
		毛 布	

第 1 号様式（裏）

<p>注意事項</p> <ol style="list-style-type: none"> この券は、重度障害者が使用する寝具を無料で丸洗いするものです。 この券は、1回につき利用できる枚数は1枚のみです。 寝具をお渡しするときに、丸洗いを行う寝具の品名のチェック欄に記入のうえ、1枚ずつ業者にお渡しください。 この券で、掛ふとん、敷ふとん、毛布の3枚1組が丸洗いできます。 この券は、市が指定した業者に対してのみ有効です。 この券を他人に譲渡した場合は無効となります。
--

第 2 号様式（第 4 条第 1 項関係）

寝具丸洗い利用券交付申請書

年 月 日	
(あて先) 横須賀市長	
住 所	
申請者 氏 名	
生年月日	
身体障害者 手 帳	
障 害 名	
(事務処理欄)	